

英仏におけるアナログ停波・地上デジタル放送普及に関する主な取り組み概要

	英	仏
アナログ停波のロードマップ	2008年から2012年にかけて地方放送局の放送区画ごとに段階的に実施。 停波スケジュールは公表済み。デジタルUKが指揮。 現在アナログ放送がカバーしている98.5%の世帯を地上デジタル放送でカバーする予定。	2011年11月30日にアナログ停波を全国で実施することが法律で決定。 2009年から地域放送チャンネル(France3)の放送区域ごとに段階的に停波を実施。停波スケジュールリストは公表済み。 人口の95%が地上デジタル放送を受信可能とする予定。
デジタル波カバー率	73% (2008年9月現在)	87% (2008年7月現在) 目標: 89% (2008年末)、92% (2009年末) 93% (2010年末)、95% (2011年末)
衛星による補完	無料の衛星放送(freesat)がサービス開始済み。	地上波で受信できない5%の人口について、その代替として無料衛星放送を使用してデジタル放送を発信予定(2009年2月から)。
パイロット試験	カンブリア州コーブランドにて2007年10月と11月に2段階で実施。対象者は2.5万世帯、約6万人。OFCOMによる技術的な調査も併せて実施。世帯の81%がデジタル移行に大きな障害はなかったと回答している。なお、マンションなどの共同受信に関わる問題が新たに露見した模様。	パリ郊外のクロミエで2009年2月4日からアナログ停波を実施予定。ここでの経験を他の区域でのアナログ停波に役立てる予定。
空き周波数対策	アナログ停波によって再割当が検討される49チャンネルのうち、32チャンネルはデジタル放送の移行に使用。 のこり17チャンネル112MHzは、現在航空レーダー等に使用されているチャンネル(590MHz-598MHz)と併せて、オークションにより決定する予定。	「アナログ停波に伴う周波数再利用国民計画」を首相とCSN(首相の下にあるデジタル化戦略委員会)において決定するが、現在のところ策定されていない。広帯域携帯通信やモバイルTVなども議論の対象となっている。なお、オークション実施については言及されていない。
デジタル受信機の普及状況	2008年4-6月時点で、65.1%の世帯で地上デジタル放送を受信。 約55%の世帯で2台目のテレビがデジタル放送を受信可能。普及しているテレビ全総数のうち69%がデジタル放送を受信可能。	2008年上半期の報告によれば、57.8%の世帯で世帯内の少なくとも1つの手段でデジタル放送を受信している。世帯内の全てのテレビ受信機がデジタル放送に対応している世帯は29.9%。 2008年3月以降に売られたテレビにはデジタルチューナー装備が義務付けられている。

民間推進組織	<p>デジタル UK：政府の要請を受け、2005年4月放送事業者によって設立。国の助成を受ける。</p> <p>DSHS 社：デジタルスイッチオーバーヘルプスキームの意。BBCの傘下にある組織。</p> <p>デジタルアウトリーチ：高齢者や障害者が新しい技術へのアクセスを支援する非営利団体。デジタル UK と連携。</p> <p>産業団体デジタルグループ</p>	<p>フランステレニューメリック：テレビ放送事業者からなる公益法人。</p> <p>地上波デジタル放送推進団体：無料地上デジタル放送を行う8つの公共・民間の視聴覚放送事業者から構成されるグループ。広報キャンペーンやマーケティングの調整を行う。</p>
移行支援政策 広報	<p>ウェブサイト（デジタル放送地域の表示）</p> <p>コールセンター</p> <p>個人宅への手紙、リーフレット</p> <p>広告看板、カウントダウンチェッカー</p> <p>地方紙へのプレス活動</p> <p>テレビ画面上のキャプション</p>	<p>ウェブサイト（デジタル放送区域の表示）</p> <p>コールセンター</p> <p>停波が行われた地域における電話アンケート調査</p> <p>中央・地方のメディアを通じた広報（2009年初旬から）</p> <p>家電販売店における説明</p> <p>広報キャンペーン用のロゴの作成</p> <p>なお、今後、移行支援政策のキャンペーンを行う広報機関を新たに設置する予定（2008年11月8日発表）。</p> <p>国の助成金：1億2000万ユーロ</p>
弱者支援	<p>DSHS 社による支援 国は6億3百万ポンド助成 支援対象者 700万人</p> <p>1) 支援内容 簡単に取扱可能な機器の供給、設置、操作の説明 アンテナ等の調整</p> <p>2) 対象資格者 75歳以上の人 障害者生活手当、介護手当、常時介護手当、移動補助を受給している者 視覚障害者として登録している人 介護施設入居者 等</p> <p>3) 住民の負担金 個人負担 40ポンド</p>	<p>フランステレニューメリックによる支援 国の助成金：8300万ユーロ</p> <p>1) 高齢者、障害者向け フランステレニューメリックが、アンテナ工事店、機器据付け業者、家電販売店等からデジタルアンバサダー（約千人）を選出し、弱者に対して技術補助を行う。弱者世帯は1世帯あたり20ユーロ負担するのみ。 この対象資格者は、 全ての世帯成員が70歳以上の世帯 80%以上の成員が障害者である世帯</p> <p>2) 低所得者向け テレビ視聴料を免除されている世帯、また年間の収入が一人暮</p>

	<p>ただし、 の手当のほかに年金クレジット、所得補助、求職者手当を受給している者、及び資格者が子供の場合は、無料で支援を受けることが可能。</p> <p>4) 支援を受ける方法 スイッチオーバーが近づいた地域の資格者に郵送でキットを送付。資格者の都合に合わせてアポイントの日付を決定。40 ポンドは前払い。</p>	<p>らして 4877 ユーロを超えない世帯、子供のいない夫婦で 7695 ユーロを超えない世帯、二人の子供を扶養する夫婦で 10513 ユーロを超えない世帯は、30 ユーロ（最も低価格のチューナーの値段に対応する）を地上波デジタル放送対応チューナー購入費として受け取ることができる。アンテナの設置に関しても、視聴料を免除されている世帯では一世帯 20 ユーロの負担以外は支援される。</p>
<p>廃棄家電の処理</p>	<p>欧州委員会の指令を国内法として施行。アナログテレビ廃棄に関する特別な制度はない。</p> <p>生産者（輸入業者）: 英国市場に卸した電気電子機器のデータを報告するとともに、電気電子機器の収集、処理、再利用にかかる費用を助成。</p> <p>販売者: 2007 年 1 月以降に生産された電化製品を購入した際もしくは一定期間後まで、同じタイプの古くなった製品を販売店に持ち込むことができる。販売店は無料で持ち込まれた製品を引き取らなければならない。処理施設への輸送は販売者が負担。（店内テイクバックサービス）</p> <p>消費者: 法的な義務は何も負っていない。デジタル UK では、消費者へ店内テイクバックサービスの利用の促進や廃棄物に関する情報（ウェブ）を提供</p> <p>地方自治体: 新たな義務は発生していない。地方自治体が収集場を「指定廃棄物収集施設」に登録すれば助成を受けることが可能。</p>	<p>欧州委員会の指令を行政命令として施行。アナログテレビ廃棄に関する特別な制度はない。</p> <p>生産者: 4 つある環境公益法人のいずれかに登録が義務付けられ、この公益法人を通じて廃棄物の選別・処理に係る経費（環境貢献費）負担を行っている。2005 年 8 月から電化製品を家庭普通ゴミと一緒に捨ててはいけないことを示すロゴを製品に貼る義務を負っている。</p> <p>販売者: 消費者が電化製品を購入した際、生産者が支払う環境貢献費を消費者に知らせる義務を負う。消費者が購入したものと同じタイプの使用済み製品を販売店に持ち込んだ場合、販売者は無料で引き取ることが義務付けられている。</p> <p>消費者: 法的な義務は負っていない。</p> <p>地方自治体: 廃棄物の選別収集を行う。これについて助成を得ることが可能。</p>
<p>その他</p>		<p>近隣国との電波干渉をさけるため、隣接国のアナログ停波の後に仏国内の周波数を再調整することが必要になっている。結果として視聴者のチューナーとアンテナの調整を 2 回行わなければならない可能性が懸念されている。</p>